

しばしん自動継続定期預金「ポイントでおトク」規定

03-6012-2
令和2年4月1日現在

しばしん自動継続定期預金「ポイントでおトク」はお客様と当金庫との取引をポイント化し、一定の条件を満たす場合にはステップに応じて金利の上乗せ（以下「おトク金利」といいます。）が受けられるサービスです。

1.(対象)

個人の方に限ります。(個人事業者を含みます。)

2.(対象となる預金の種類と金額)

スーパー定期・預入金額50万円以上(1年もの)、大口定期(1年もの)いずれも自動継続扱い

3.(継続後の定期預金の種類)

満期日が到来した定期預金は、継続前の定期預金の種類にかかわらず、継続後の元金によりつぎのとおり継続します。

- ①継続後の元金が1,000万円未満の場合はスーパー定期に継続します。
- ②継続後の元金が1,000万円以上の場合は大口定期に継続します。

4.(ポイントの段階)

おトク金利は取引項目のポイント点数合計により、次の4段階とします。

ステップ	4	3	2	1
合計ポイント 点数	40ポイント 以上	30ポイント 以上	20ポイント 以上	10ポイント 以上

5.(おトク金利の上乗せ)

対象となる預金の新規お預け入れ日または継続日にポイント点数

総合口座にセットされている定期預金をいいます。

- ②定期積金(毎月の掛金2万円以上)
毎月の掛込金額が2万円以上の定期積金をいいます。
 - ③定期性預金残高
定期預金、積立定期預金、定期積金の合計残高が対象となります。
 - ④流動性預金平残
普通預金(総合口座を含みます。)、貯蓄預金、当座預金、納税準備預金、通知預金の合計金額が対象となります。
 - ⑤カードローン
カードローンのことをいいます。
 - ⑥住宅ローン
住宅ローン、住公借換ローン、ワイドローン等をいいます。
 - ⑦給与振込
給与・賞与の振込実績が見直し日より過去2か月以内にあること(賞与のみの振込は含みません)
 - ⑧年金振込
年金の振込実績が見直し日より過去3か月以内にあること
公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金、厚生年金基金、国民年金基金)に限ります。
 - ⑨五大公共料金自動支払
a. 電話 b. 電気 c. ガス d. 水道 e. NHKをいいます。
- (3)当金庫の都合により、事前の通知なくお取引項目、ポイント点数等を変更することがあります。
- (4)ポイントは月末時点におけるお取引状況を基準として、毎月見直しが行われ、翌々月1日に確定します。

に応じた当金庫所定のおトク金利を店頭表示金利に上乗せします。

6.(ポイントとその条件)

(1)各取引のポイントは次のとおりとし、当金庫所定の基準でカウントします。

おトク金利上乗せ対象のお取引項目		ポイント点数
①総合口座定期預金あり		5
②定期積金(毎月の掛金2万円以上)		5
③定期性預金残高	50万円以上	5
	100万円以上	さらに5
④流動性預金平残20万円以上		5
⑤カードローン		5
⑥住宅ローン		5
⑦給与振込実績(2カ月以内)		5
⑧年金振込実績(3カ月以内)		5
⑨五大公共料金自動支払	3項目以上	5
	5項目	さらに5

- (注1) 給与振込、年金振込(共済年金、厚生年金基金、国民年金基金)は一部自動集計されないものがありますので窓口へお申し出ください。
- (注2) ひとつの取引項目内に2件以上の取引があっても、ポイントは二重にカウントしません。

(2)各取引項目の内容は次のとおりとします。

- ①総合口座定期預金

7.(おトク金利上乗せ条件)

おトク金利上乗せはポイントを集計したお客様個人(お客様番号)単位で行うものとします。

8.(ポイント点数の自動集計)

おトク金利上乗せの条件を満たしているか否かの判断は、当金庫がお取引項目のポイント点数を自動集計し、行うものとします。

9.(本規定の適用時期)

この新規の定期預金は平成27年3月31日(火)預入分より、自動継続の定期預金は平成27年4月30日(木)継続分より適用いたします。

10.(本サービスの変更・停止)

金融情勢の変化及び当金庫都合により、事前の通知なく本サービスを変更、停止することがあります。

11.(規定の適用)

この規定に定めのない事項については、自動継続自由金利型定期預金(M型)規定、自動継続自由金利型定期預金規定、定期預金共通規定により取扱います。

12.(規定の変更等)

- (1)この規定は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、当金庫において、ホームページ掲載その他相当の方法で公表することにより、各条項の変更または条項の追加ができるものとします。
- (2)前項の変更または追加がされた条項は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上